

福岡県公報

平成24年7月10日
第3410号

目次

告示 (第1258号 - 第1265号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
雑報	
○平成24年度行政書士試験の実施	(市町村支援課) …………… 3

告示

福岡県告示第1258号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字西字前峯尾2370の48、2370の168、2370の182
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前峯尾2370の48・2370の168・2370の182（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1259号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字重留字田代32・36・37・79の2・83（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1260号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市大字牛頸426番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市大字牛頸442番地1
山上 晃彦

福岡県告示第1261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) コメリパワー川崎店
 - (2) 所在地 福岡県田川郡川崎町田原宮迫1248-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・駐車場内における車の円滑な誘導、歩道前の一旦停止などについて案内板や標識等を活用し、スムーズで安全な運行を確保されますようにお願いします。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・当該店舗周辺の道路は通学路となっており、また近隣に病院、介護保険施設等があるので、来退店車両との交通事故等が発生しないように、児童や高齢者の安全対策に十分配慮するとともに、学校やPTA、施設からの要望等に対して誠実な対応をお願いします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

・青少年健全育成の観点から、夜間の照明や巡回等、十分な非行防止策を実施していただくようお願いします。

(5) 騒音の発生に係る事項

・荷さばき施設の場所が民家に近いため、騒音等の苦情が出ないように配慮をお願いします。

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

福岡県告示第1262号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ふくおか環境カウンセラー協会
- (2) 代表者の氏名
依田 浩敏
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区香椎照葉2丁目3番36号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の協力により、中立的立場で不特定多数の市民及び市民団体並びに学校等を対象に環境問題、環境保全活動、組織運営等に関する相談に対する助言及び環境学習講座の講師派遣に関する事業、環境問題や環境保全等の環境行政への協力と提言に関する事業等を行い「持続可能な地域社会づくり」を目指し公益の増進に寄与しようとするものである。

福岡県告示第1263号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市潤字福田45番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市潤二丁目11番14号
鳥巢 種彦、鳥巢 登志子

福岡県告示第1264号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市国分4丁目741番2、741番10から741番12まで、741番14、742番12、743番1及び743番7から743番14まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市五条二丁目6番34号
眞鍋建設 株式会社
代表取締役 眞鍋 賢市

福岡県告示第1265号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫1丁目442番1及び442番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市紫一丁目27番5号
白石 良佐衛門

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成24年度行政書士試験を次のように実施する。

平成24年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成24年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成24年8月6日（月）から9月7日（金）まで

イ 受付機関及び申込方法

財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により簡易書留郵便で郵送すること。9月7日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間

平成24年8月6日（月）から8月31日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号（A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ））を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして次のあて先まで郵便で請求すること（8月31日必着のこと。）。

〒100-8779 郵便事業（株） 銀座支店留

財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

○ 配布期間

平成24年8月6日（月）から9月7日（金）まで

○ 配布場所

	配布時間	休館日
県民情報センター 企画・地域振興部市町村支援課 北九州県民情報コーナー 筑豊県民情報コーナー 京築県民情報コーナー 筑後県民情報コーナー	午前8時30分から午後5時15分まで	土曜日、日曜日及び祝日
福岡県行政書士会	午前9時から午後5時まで	土曜日、日曜日及び祝日並びに8月13日（月）から8月15日（水）まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

なお、インターネット出願システムに関する問い合わせ先は、ホームページに掲載する。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義の

ものに限る。)による決済のみとする。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master及びUC

③ いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

① 平成24年8月6日(月)午前9時から9月4日(火)午後5時まで

② この出願システムは、9月4日(火)午後5時で終了する。接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

③ 最終日(9月4日)は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で試験中の特例措置(車椅子の使用、点字受験など)を希望する者については、申請の手続きが必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

平成25年1月28日(月) 午前9時

(2) 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター(電話03-3263-7700)に対して行うこと。